

移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月14日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第56号

移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
(平成25年名古屋市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「第21条第 2 項第 1 号」を「第22条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。